

札幌市学校施設冷房設備整備事業

入札説明書

令和6年（2024年）10月4日

札幌市

<目次>

I	入札説明書等の位置づけ	1
II	事業概要	2
1	事業名称	2
2	公共施設の管理者の名称	2
3	事業の目的	2
4	事業の概要	2
III	入札参加資格	5
1	入札参加者の構成等	5
2	入札参加者の備えるべき参加資格要件	6
3	入札参加者の共通資格要件	7
4	業務を遂行する入札参加者の参加資格要件	8
5	その他	10
IV	入札手続きに関する事項	11
1	事業者選定に関する基本的事項	11
2	入札参加申込等	12
3	入札参加資格の審査	15
4	入札書類及び事業提案書等の受付	16
5	落札者決定後の手続き	19
6	提出書類の取扱い	22
7	市の提供する資料の取扱い	22
V	その他、特定事業の実施に関し必要な事項	23
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	23
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	23
3	その他の支援に関する事項	23
4	議会の議決	23
5	情報提供	23
6	本事業において使用する言語、通貨単位等	23
7	入札参加に伴う費用負担	23
8	問い合わせ先	24

別紙1 リスク分担表

別紙2 参考図書の貸与及び閲覧における実施要領及び留意事項

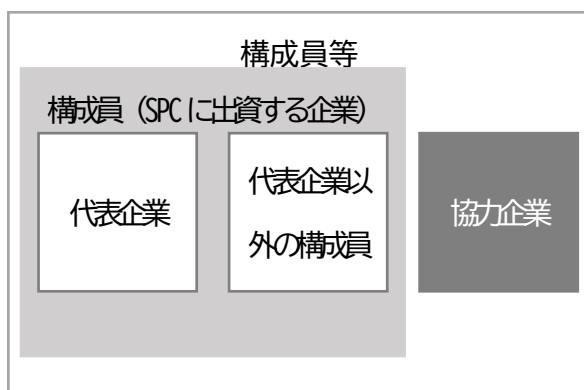
別紙3 第2回現地見学会の実施要領及び留意事項

【用語の定義】

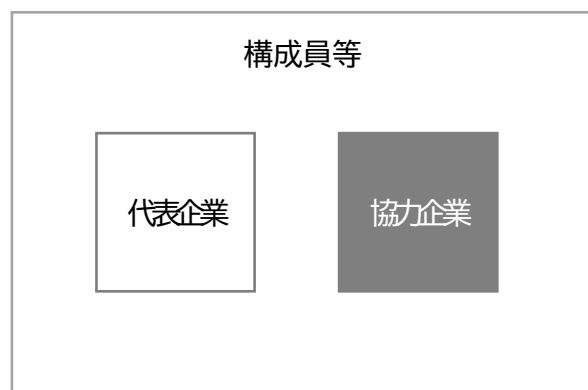
用語	定義
本事業	札幌市学校施設冷房設備整備事業をいう。
市	札幌市をいう。
冷房設備	本事業の対象となる冷房機器設備、配管設備及びその他の一切の設備等をいう。
対象校	本事業の対象となる小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校等をいう。
対象室	本事業の対象となる普通教室、特別支援学習室、通級指導教室、通級準備室、校長室、職員室、ミニ児童会館、教育支援センター諸室等をいう。
整備対象設備	冷房設備のうち、本事業において新設される設備をいう。
PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
事業契約	本事業の実施に際し、本市と事業者が締結する、「札幌市学校施設冷房設備整備事業 事業契約書」に基づく契約をいう。
事業契約書（案）	入札公告時に公表する「札幌市学校施設冷房設備整備事業 事業契約書（案）」をいう。
基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る本市と落札者の間で締結される「札幌市学校施設冷房設備整備事業 基本協定書」に基づく協定をいう。
基本協定書（案）	入札公告時に公表する「札幌市学校施設冷房設備整備事業 基本協定書（案）」をいう。
選定事業者	市と事業契約を締結し本事業を実施する事業者をいう。
入札説明書	入札公告時に公表する「札幌市学校施設冷房設備整備事業 入札説明書」をいう。
入札説明書等	入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）、その他必要な文書をいう。
入札参加者	本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員、協力企業）で構成される入札に参加しようとする者をいう。
SPC	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社であり、特別目的会社をいう。
構成員	入札参加者を構成する法人のうち、業務の一部を SPC から直接受託・請負し、SPC に出資を行う法人をいう。
構成員等	入札参加者を構成する法人及び協力企業をいう。
協力企業	SPC を設立する場合：入札参加者を構成する法人で、業務の一部を SPC から直接受託・請負するが、SPC には出資を行わない法人をいう。 SPC を設立しない場合：入札参加者を構成する法人で、業務の一部を代表企業から直接受託・請負する法人をいう。
代表企業	SPC を設立する場合：SPC から直接に業務を請負、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う企業をいう。 SPC を設立しない場合：構成員等を代表し入札手続きを行う企業をいう。
入札参加資格確認申請書類	入札参加資格要件を満たしていることを確認するための書類をいう。
参加資格確認基準日	入札参加資格確認申請書類の受付締切日をいう。
性能基準	事業契約に定める冷房設備の性能をいう。

用語	定義
選定委員会	札幌市学校施設冷房設備整備事業者選定委員会をいう。
要求水準書	入札公告時に公表する「札幌市学校施設冷房設備整備事業 要求水準書」をいう。
様式集	入札公告時に公表する「札幌市学校施設冷房設備整備事業 様式集」をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
落札者決定基準	入札公告時に公表する「札幌市学校施設冷房設備整備事業 落札者決定基準」をいう。

SPC を設立する場合



SPC を設立しない場合



I 入札説明書等の位置づけ

札幌市学校施設冷房設備整備事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、札幌市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した「札幌市学校施設冷房設備整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するために公布するものである。

本事業の基本的な考え方は、令和6年（2024年）8月1日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問・回答及び意見を反映している。したがって、本事業の入札に参加する者（以下「入札参加者」といい、詳細は後述Ⅲ－1のとおり。）は、本入札説明書の内容を踏まえたうえで入札に参加するものとする。

また、本入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集及び提案記載要領、基本協定書（案）、事業契約書（案）並びに開示資料（以下総称して「入札説明書等」という。）は、本事業の入札条件として、一体をなすものであり、入札参加者が遵守すべき事項を規定したものである。なお、入札説明書等と実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答並びに意見交換会の記録に相違のある場合は、入札説明書等の規定が優先する。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によることとする。

Ⅱ 事業概要

1 事業名称

札幌市学校施設冷房設備整備事業

2 公共施設の管理者の名称

札幌市長 秋元 克広

3 事業の目的

市では、令和6年度から令和9年度までにかけて、市立の小学校及び中学校等315校のうち、177校の普通教室及び職員室等に冷房設備をPFI手法で、一斉整備する計画を検討している。

本事業は、PFI手法の導入により民間事業者の技術的知見・能力を最大限活用し、対象校の対象室における冷房設備等の効率的・効果的な新設を行い、夏季の室温を適切に保つことによる児童・生徒への望ましい学習環境の提供とともに、総事業費の縮減への寄与を目的とするものである。

4 事業の概要

(1) 事業対象施設

市内の小学校及び中学校等 177校

普通教室、特別支援学習室、通級指導教室、通級準備室、校長室、職員室、ミニ児童会館、教育支援センター諸室 3,693室

(2) 事業範囲

ア 設計業務

(ア) 設計のための事前調査業務

(イ) 設計のための対象校の一般図（各階平面図、各対象室の代表平面詳細図、機器表、建具表、その他必要に応じた図）作成業務

(ウ) 施工に係る設計業務（各対象校の設計図書の作成等）

(エ) その他、付随する業務（業務水準に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

イ 施工業務

(ア) 施工のための事前調査業務

(イ) 整備に伴う一切の工事（冷房設備の整備、エネルギー関連の設備の整備、植栽その他既存施設の移設・復元等を含む。）

(ウ) その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

ウ 工事監理業務

(ア) 施工に係る工事監理業務

(イ) その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

エ 所有権移転業務

施工完了後の市への整備対象設備の所有権の移転業務

オ 統括管理業務

上記アからエの業務全体を総合的に把握、管理し、各業務間の連絡・調整等を適切に実施する業務

(3) エネルギーの種別

冷房設備の運転に必要となるエネルギーの選定については、電気、都市ガス及び液化石油ガスのいずれかからとし、エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点や整備完了後のメンテナンスが簡易となるように適切なものを選定し提案することとする。

(4) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、選定事業者が、自らの資金で設計業務、施工業務、工事監理業務を実施し、整備完了後、市に所有権を移転する BT (Build-Transfer) 方式により実施する。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（令和 7 年（2025 年）3 月を予定）から、令和 10 年（2028 年）3 月末までとする。

ア 契約締結日 令和 7 年（2025 年）3 月

イ 設計期間・施工期間 令和 7 年（2025 年）4 月～令和 10 年（2028 年）3 月末

ウ 事業終了

令和 10 年（2028 年）3 月末

(6) 事業期間終了時の取扱い

事業期間終了時において、整備する冷房設備の全てが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮できる状態で市へ引き継げるようにすること。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するほか、所有権移転から 1 年を経過した冷房設備についてはこの規定を適用しない。

(7) 本事業における事業者の収入

ア 施設整備業務に係るもの

サービス対価については、事業契約においてあらかじめ定める額とし、市が事業者を支払う。

イ 支払い条件

本事業は、市が事業者からサービスを購入する形態の事業であり、事業者の収入は以下のとおりである。

(ア) サービス対価は、令和 8 年度から令和 9 年度までの 2 か年度のうち、冷房設備の所有権移転日の属する月数の範囲内の回数で支払う。なお、所有権移転は、各年度 4 月及び 5 月を除き、最大で 10 回/年とし、所有権移転日は、完成確認が完了した月の末日とする。

(イ) 事業を実施するにあたり必要となる SPC 設立費等の開業準備費については、最初（令和 8 年度中）の所有権移転に係るサービス対価と合わせて支払うものとする。

(ウ) 支払いについては、所有権移転後、発注者は事業者から請求を受けた日から 30 日以内に支払う。

(8) リスク分担

本事業における想定されるリスク分担は、「別紙 1 リスク分担表」に示す。

(9) 法令等の遵守

本事業の遂行に際しては、設計、施工、工事監理の各業務に関連する法令、条例、規則、要綱を遵守し、各種基準、指針等を本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。なお、遵守すべき法規制及び適用・参考にする基準等については、要求水準書のとおりである。

Ⅲ 入札参加資格

1 入札参加者の構成等

(1) 入札参加者の構成

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

ア 冷房設備の設計業務を行う者、冷房設備の施工業務を行う者、冷房設備の工事監理業務を行う者により構成されるグループとする。なお、進捗管理や他の構成員等との連絡調整などの統括管理業務やその他業務を行う者が構成員等となることを妨げない。

イ 同一の者が複数の業務を実施することを可能とする。ただし、施工業務を行う者が工事監理業務を行う場合、一つの対象校において、施工業務と工事監理業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできず、工事監理業務を行うことができるのは、施工業務を行っていない対象校に限るものとする。なお、「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている場合をいう（以下同じ）。

ウ 構成員等のうち、代表企業は以下の定義による。

(ア) SPC を設立する場合は、SPC から直接に業務を請負、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う企業をいう。

(イ) SPC を設立しない場合は、構成員等を代表し入札手続きを行う企業をいう。

エ 構成員等のうち、協力企業は以下の定義による。

(ア) SPC を設立する場合は、SPC から直接に業務を受託又は請負、かつ SPC に出資しない企業をいう。

(イ) SPC を設立しない場合は、代表企業から直接に業務を受託又は請負う企業をいう。

オ 再委託・再請負企業は、業務の一部を構成員等から請負う又は委託される構成員等以外の第三者をいう。

カ SPC を設立する場合において、落札した入札参加者の構成員は、仮契約締結までに札幌市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。なお、構成員以外のものが SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、構成員以外の出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。

キ SPC を設立する場合において、構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、再委託・再請負企業に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に承諾を得ることとする。また、SPC を設立しない場合において、構成員等は、受託した又は請け負った業務の一部について、再委託・再請負企業に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に承諾を得ることとする。なお、再委託・再請負企業に委託、又は下請人する場合は、選定事業者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保すること。

(2) 複数応募の禁止

入札参加者は、他の入札参加者の構成員等になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員等になることはできない。

ただし、市が落札した入札参加者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員等が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

(3) SPC の設立等

落札者が本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として SPC を設立することを妨げない。ただし、SPC を設立する場合は、市は落札者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、SPC と事業契約を締結するものとする。SPC は事業契約の仮契約の締結までに設立すること。

2 入札参加者の備えるべき参加資格要件

- (1) 入札参加者の構成員等は、入札参加資格審査書類の提出日において、令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、次の「2-(2)入札参加者の共通要件」に該当する者とする。
- (2) 入札参加資格者名簿に登録されていない企業で登録が必要とされている業種・工種等に関し名簿登録がされていない場合は、参加資格確認申請書類の提出期限日の前日から起算して 10 日前の日までに次のとおり申請すること。

ア 申請先

札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

電話：011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードすることができる。

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 登録にあたっては、「Ⅲ－４ 業務を遂行する入札参加者の参加資格要件」で業種・工種等の指定がある場合はそれに従うものとし、統括管理業務などその他業務においては業種・工種等の指定はないものとする。
- (4) 入札参加資格確認申請書類に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなす。

3 入札参加者の共通資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) PFI 法第 9 条各号に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 入札参加表明書の提出期限から落札者の決定の日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決済）の規定に基づく参加資格の停止措置を受けていない者であること。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下本項目において「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（入札参加者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(7) 本事業のアドバイザリー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。

ア 有限責任監査法人トーマツ

イ デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社

ウ デロイトトーマツ PRS 株式会社

エ 森・濱田松本法律事務所

(8) 入札参加者は、選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと。

4 業務を遂行する入札参加者の参加資格要件

冷房設備の設計業務、施工業務及び工事監理業務の各業務を行う構成員等は、上記の要件のほか、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、SPC を設立する場合にあっては、SPC から以下の(1)から(3)の業務を行う者として業務を受託する者とする。

(1) 「設計業務」を行う者の要件

「設計業務」を行う者は、下記の要件を全て満たしていること。

ア 令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿（大分類「工事」又は「建設関連サービス業」）に登録されていること。なお、入札に参加しようとする者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、入札参加資格確認申請書類の提出までに札幌市競争入札参加資格申請を行い、登録を受けること。

イ 常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認申請書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法第202号）に基づく設備設計一級建築士

又は建築設備士又は一級管工事施工管理技士若しくは一級電気工事施工管理技士の資格を持つ者を配置できること。

(2) 「施工業務」を行う者の要件

提案する工事が電気工事又は管工事のいずれかを実施する場合には、実施する工事内容に合わせて、入札参加資格確認申請書類提出日において、以下の「電気」又は「管」のいずれかにおいて、全ての要件を満たしていること。なお、提案する工事が電気工事及び管工事のいずれも含む場合には、入札参加資格審査書類の提出日において、以下の「電気」及び「管」の両方について、全ての要件を満たしていること。

ア 「電気」

(ア) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿の「電気工事」に登録されていること。なお、入札に参加しようとする者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、入札参加資格確認申請書類の提出までに札幌市競争入札参加資格申請を行い、登録を受けること。

(イ) 建設業法（昭和 24 年法第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 施工業務（電気工事）を行う者のうち 1 社は、建設業法第 27 条の 23 第 11 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「電気」の総合評定点が 700 点以上であること。

イ 「管」

(ア) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿の「管工事」に登録されていること。なお、入札に参加しようとする者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、入札参加資格確認申請書類の提出までに札幌市競争入札参加資格申請を行い、登録を受けること。

(イ) 建設業法（昭和 24 年法第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 施工業務（管工事）を行う者のうち 1 社は、建設業法第 27 条の 23 第 11 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が 700 点以上であること。

(エ) 施工業務（管工事）を行う者のうち 1 社は、平成 26 年度以降に、教育施設又はそれに類する施設の空調設備等の施工の元請としての実績を有すること。なお、「教育

施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする。

(3) 「工事監理業務」を行う者の要件

「工事監理業務」を行う者は、下記の要件を全て満たしていること。

ア 令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿（大分類「工事」又は「建設関連サービス業」）に登録されていること。なお、入札に参加しようとする者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、入札参加資格確認申請書類の提出までに札幌市競争入札参加資格申請を行い、登録を受けること。

イ 常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認申請書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士又は一級管工事施工管理技士若しくは一級電気工事施工管理技士の資格を持つ者を配置できること。

5 その他

以上の規定にかかわらず、本事業に関して、選定委員会の委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

IV 入札手続きに関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

(1) 選定の基本的な考え方

本事業は、事業者が市の定める事業参画に必要な資格を有しており、かつ、提案内容が、市が要求する性能要件を満たすことを前提として、事業者に効率的・効果的なサービス提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウ・実績等を総合的に評価して選定する。

(2) 選定の方式

市は、本事業への参画を希望する事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

また、本事業は、WTO 政府調達協定の対象となる事業であり、入札手続きは「札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」及びPFI法に基づいて実施する。

(3) 選定委員会の設置及び評価

落札者の選定にあたり、市は、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、有識者等からなる選定委員会を設置する。

なお、選定委員会は非公開とし、入札参加者が、委員会の委員に対し、落札者選定までに本事業に関連して接触した場合は失格とする。

区分	氏名	所属機関（団体）名等
委員	小柳 秀光	北海学園大学 工学部 教授
委員	紺野 宏子	北海道教育大学札幌校 特任教授
委員	鈴木 良	鈴木法律事務所 弁護士
委員	都築 一雪	札幌市都市局 建築部長

(4) 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

日 程（予定）		内 容
令和6年 (2024年)	10月4日	入札公告、入札説明書等の公表
	10月4日～10月31日	参考図書の貸与の受付
	10月4日～11月28日	参考図書の閲覧の受付
	10月4日～10月11日	第2回現地見学の参加意向申請
	10月4日～10月11日	第1回入札説明書等に関する質問の受付
	10月16日～10月23日	第2回現地見学の申込受付（見学希望校）
	10月17日～11月29日	第2回現地見学の開催
	10月23日	第1回入札説明書等に関する質問回答の公表
	10月23日～10月28日	入札参加表明書及び入札参加資格確認書類の受付
	10月23日～10月31日	対面的対話への参加申込の受付
	11月1日	入札参加資格確認結果の通知
	11月1日～11月5日	第2回入札説明書等に関する質問の受付
	11月7日	対面的対話の実施
	11月20日	対面的対話結果（議事録）の公表
	11月20日	第2回入札説明書等に関する質問回答の公表
	12月4日	入札書及び提案書の受付
	12月下旬	落札者の選定・公表
令和7年 (2025年)	1月中旬	基本協定の締結
	2月中旬	仮契約の締結
	3月	本契約の締結

2 入札参加申込等

(1) 参考図書の貸与及び閲覧

事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、参考図書を貸与するほか、一部資料の閲覧を認める。

手続きの詳細については、「参考図書の貸与及び閲覧申込書」（様式1－1）に記載するほか、閲覧に際しては、「別紙2 参考図書の貸与及び閲覧における実施要領」を参照すること。

ア 申込期間

貸与：令和6年（2024年）10月4日（金）から10月31日（木）17：00まで

閲覧：令和6年（2024年）10月4日（金）から11月28日（木）17：00まで

イ 貸与期間及び閲覧期間

貸与期間：令和6年（2024年）10月4日（金）から12月13日（金）17：00まで

閲覧期間：令和6年（2024年）10月4日（金）から11月29日（金）

9：00から17：00まで（※12：00から13：00を除く。）

(2) 第2回現地見学会の実施

本事業の対象校について現地見学の機会を設ける。

なお、具体的な日程、対象校、申込方法等は、「別紙3 第2回現地見学会の実施要領及び留意事項」及び「第2回現地見学会 参加意向申出書」(様式1-2)を参照すること。

(3) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容に関する質問を次の要領により受け付ける。なお、受け付けた質問については、本事業の実施に向けて活用を図る。

ア 受付期間

第1回：令和6年(2024年)10月4日(金)から10月11日(金)17:00まで

第2回：令和6年(2024年)11月1日(金)から11月5日(火)17:00まで

イ 提出方法

(ア) 「入札説明書等に関する質問書(様式2-1)」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、電子メール(ファイル添付)にて提出すること。なお、メールタイトルは「第〇回入札説明書等に関する質問(企業名)」と明記すること。

(イ) 質問書のファイル形式はMicrosoft Excel®とすること。

(ウ) 提出先アドレスは「V-8問い合わせ先」を参照すること。

ウ 回答の公表

入札説明書等に関する第1回目の質問に対する回答は令和6年(2024年)10月23日(水)、第2回目の質問に対する回答は令和6年(2024年)11月20日(水)に市ホームページで一括して公表する。ただし、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない場合がある。

なお、提出のあった質問のうち、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

(4) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の受付

入札参加者は、様式集に示す「入札参加表明及び入札参加資格確認申請時の提出書類」を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならないものとする。なお、入札参加者がⅢ-2から4の参加資格要件を満たさなくなった場合、市に速やかに通知しなければならない。

ア 受付期間

令和6年（2024年）10月23日（水）から10月28日（月）17：00必着

イ 提出方法

「V－8問い合わせ先」宛てに持参又は郵送するものとする。

なお、持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとし、あらかじめ電話又はメールにて持参日時を連絡すること。

また、郵送の場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）とする。

(5) 対面的対話の実施

入札参加者は、希望により市と個別に対面的対話を行うことができる。対面的対話の実施要領は、別途公表する。

対面的対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。

また、事業者選定の公平性を確保する観点から、対話結果は、11月20日（水）に入札参加者の確認を得たうえで、市ホームページに掲載する。ただし、入札参加者固有のノウハウに基づく部分については、対話を実施した入札参加者に対して個別に送付する。

なお、入札参加資格がないとされた者とは対面的対話を実施しない。

ア 受付期間

令和6年（2024年）10月23日（水）から10月31日（木）17：00必着

イ 提出方法

「対面的対話への参加申込書（様式2－2）」、「対面的対話における確認事項（様式2－3）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

ウ 実施日（予定）

令和6年（2024年）11月7日（木）（90分程度）

3 入札参加資格の審査

(1) 参加資格確認結果の通知

市は、令和6年（2024年）11月1日（金）までに、参加表明を行った入札参加者に対し、参加資格の確認結果を個別に通知する。なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(2) 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求

参加希望者のうち入札参加資格がないとされた者は、入札参加資格がないとされた理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和6年（2024年）11月22日（金）17：00まで（休日は除く）

イ 提出方法

説明要求として「入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書（様式3-10）」に必要な事項を記入し、「V-8問い合わせ先」宛てに郵送にて提出すること。

ウ 回答

令和6年（2024年）12月2日（月）までに書面による回答を予定している。

(3) 入札参加資格の確認通知以後の取扱い

入札参加資格を有するとの通知を受けた入札参加者の構成員等の変更及び追加は市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

なお、入札参加資格を有するとの通知を受けた入札参加者の構成員等が、入札参加資格確認申請書類の提出日から落札者の決定までの間に、「Ⅲ入札参加者の備えるべき参加資格要件」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、構成員に応じて、次のとおり扱うものとする。

ア 代表企業である場合、失格とする。

イ 代表企業以外の者である場合、市と協議のうえ、市が当該構成員等の除外又は変更を認めた場合に限り、入札参加資格は引き続き有効とする。なお、入札参加者は市より構成員等の変更を認められた場合、「構成員等の変更申請書兼誓約書（様式3-11）」に必要な事項を記入し、「V-8問い合わせ先」宛てに持参または郵送すること。

(4) その他

ア 入札参加資格確認申請書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

イ 市は、提出された入札参加資格確認申請書類を入札参加資格の審査以外の目的で入札

参加者に無断で使用しない。

ウ 市は、提出された入札参加資格確認申請書類は返却しない。

4 入札書類及び事業提案書等の受付

入札参加者は、入札書類及び事業提案書等を次のとおり市に同時に提出すること。なお、入札書類及び事業提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。

(1) 入札書類及び事業者提案書等の提出方法

ア 提出期限

令和6年（2024年）12月4日（水）17：00 まで（休日は除く）

イ 提出方法

「V－8 問い合わせ先」宛てに持参又は郵送するものとする。

なお、持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとし、あらかじめ電話又はメールにて持参日時を連絡すること。

また、郵送の場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）とする。

(2) プレゼンテーションの実施

提案審査書類を提出した者を対象に、提案内容のプレゼンテーション及び提案審査書類に対するヒアリングを行う。なお、これらの日時等の詳細は、提案審査書類の提出者に対して個別に通知する。

(3) 開札

入札書の開札は、市において、以下のとおり行う。なお、日時や場所等の詳細については決定次第各入札参加者に通知する。

ア 日時

令和6年（2024年）12月26日（予定）

イ 実施方法

(ア) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。立会いを行う者は、各入札参加者で 1 名とする。また、代理人が開札に立ち会う場合、様式集及び提案記載要

領における委任状（代理人）（様式第 5－4）を当日持参することとする。

(イ) 入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行う。

(ウ) 開札場には、入札参加者、その代理人又は前項の立会職員及び入札事務に関係のある市職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は、入場することができない。

(エ) 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

(オ) 入札参加者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、開札に関する委任状をもって、身分証明書に替えることとする。

(カ) 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

(キ) 開札場において、次のいずれかに該当する者は、当該開札場から退去させる。

a. 公正な執行を妨げようとした者

b. 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

(ク) 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるか否かの確認を行う。なお、当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(4) 入札にあたっての留意事項

ア 公正な入札の確保

入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約解除等の措置をとる。

イ 入札書等及び提案審査書類の差替え等の禁止

入札参加者は、入札書等及び提案審査書類の提出後において、これらの差替え及び再提出をすることができない。

ウ 入札の延期等

市は、競争性を確保し得ないと認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

エ 入札の無効

(ア) 入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その

他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (イ) 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 6 条第 3 項の規定により入札書を受理した場合で、同条第 1 項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

オ その他

- (ア) 入札説明書に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合は、参加資格確認審査結果の通知前においては市ホームページにて公表する。また、参加資格確認審査結果の通知後においては参加資格確認書類に記載された代表となる企業（以下「代表企業」という。）に通知する。

- (イ) 市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

(5) 予定価格

予定価格は以下のとおりとする。なお、算定根拠は公表しない。また、最低制限価格は設定しない。

16,274,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

予定価格は、金利変動及び物価変動による増減額を除き、かつ消費税及び地方消費税を 10%とした額である。

(6) 入札の辞退に関する事項

確認通知書の通知後、入札参加者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届（様式 4－5）」を事業提案書等の提出期限までに必ず提出すること。

提出は、「V－8 問い合わせ先」宛て、持参又は郵送によるものとする。

(7) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は免除する。なお、落札者となった場合において、正当な理由がなく基本協定を締結しないときは、落札金額の 100 分の 3 に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

イ 契約保証金

契約保証金は、事業契約書（案）の規定のとおりとする。

(8) 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び選定に関する一連の手続において、入札参加者がいない、又はいずれの

入札参加者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、市は、落札者を決定せず、入札手続の執行を中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、市は、速やかにその旨を市ホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても入札の準備に要した費用は各入札参加者の負担とする。

(9) 入札手続きの中止等

市は、公正に募集手続を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、募集手続の執行を延期又は中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、市は、速やかにその旨を市ホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても入札の準備に要した費用は各入札参加者の負担とする。

5 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

市と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の本事業における役割に関する事項、SPC の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

また、基本協定の締結により、落札者を PFI 法第 8 条第 1 項に基づく本事業の選定事業者として決定する。

なお、詳細は基本協定書（案）による。

(2) SPC の設立等

基本協定を締結した選定事業者のうち、SPC の設立を予定するものは、仮契約の締結前までに、SPC を札幌市内に設立しなければならないものとする。

(3) 仮契約の締結、事業契約の締結

市と事業者は、本事業に関する事項を包括的かつ詳細に規定した仮契約を締結し、議会での議決を経たうえで事業契約を締結する。

なお、詳細は事業契約書（案）による。

(4) 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成員等が次のいずれかに該当する場合、市は、落札者に書面で通知することにより、

事業契約について、締結しないことができるものとする。この場合において、落札者は、本市の請求に基づき、下記アに該当する場合は、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の 10 分の 2 に相当する金額、下記イ又はウに該当する場合は、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の 10 分の 1 に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担する。

なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について市が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

ア 不公正入札

(ア) 公正取引委員会が、本事業の入札手続きに関し、落札者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（当該排除措置命令がされなかった場合にあっては、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令。以下同じ。）を行ったとき。

(イ) 本事業の入札手続きに関し、落札者が、公正取引委員会が落札者に違反行為があったとして行った独占禁止法第 76 条に規定する排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起し、その訴えについて却下又は請求棄却の判決が確定したとき。

(ウ) 本事業の入札手続きに関し、落札者（落札者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の罪を犯し、その刑が確定したとき。

(エ) (ア)から(ウ)に規定するもののほか、本事業の入札手続に関し、落札者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

イ 反社会的勢力の使用

(ア) 役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。その後の改正を含む。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (カ) 再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本件事業に関連する契約の締結に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (キ) 落札者の構成員等が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本件事業に関連する契約の相手方としていた場合（(カ)に該当する場合を除く。）に、市が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

ウ その他落札者の責による場合

- (ア) 正当な理由なく、事業契約締結に向けた発注者との協議に着手しないとき。
- (イ) 落札者の自らの都合により事業契約を締結しないことを申し出たとき。
- (ウ) その他、発注者の入札参加停止措置を受けたとき。

(5) 留意事項

上記アからウにより事業契約に関し、本契約として成立させない場合、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、市は、選定委員会での総合評価値の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達したとき、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(6) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代等、事業契約の契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

入札提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が札幌市情報公開条例（令和4年12月改正）に基づき応募内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は入札提出書類の全部または一部を無償で利用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。なお、選定事業者の入札提出書類の著作権は、事業契約の締結により市に使用許諾が付与されるものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うこととする。

(3) その他

入札提出書類は返却しない。

7 市の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札までに辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

V その他、特定事業の実施に関し必要な事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

市は、選定事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力することとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

また、選定事業者は市が国庫補助金等の申請業務等を行う場合は、これに協力するものとする。

3 その他の支援に関する事項

市は、選定事業者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等について、必要に応じて事業者に協力するものとする。

4 議会の議決

市は、事業の実施にあたり、事業契約に関する議会の議決が必要である。

なお、議案の否決や修正により、本事業の実施が不可能となった場合には、本事業を中止又は変更する場合がある。

5 情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページに掲載し提供する。

6 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

7 入札参加に伴う費用負担

入札参加に要する費用については、全て入札参加者の負担とする。

8 問い合わせ先

入札説明書等に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

なお、問い合わせに対する回答については、公平を期すため、必要に応じて市ホームページに掲載し、公表する。

担当：札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課

住所：〒060-0002 札幌市中央区北二条西2丁目 STV 北2条ビル

電話：011-211-3835

FAX：011-211-3837

ホームページ：<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/gakku/keiyaku/gakkoreiboupfi.html>

電子メール：kyoiku-keikaku@city.sapporo.jp